

平成18年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成18年3月6日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 2号 竜王町国民保護協議会条例
- 日程第 5 議第 3号 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例
- 日程第 6 議第 4号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 6号 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 7号 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第 8号 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第11 議第 9号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第10号 竜王町敬老祝金条例
- 日程第13 議第11号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例
- 日程第14 議第12号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第13号 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議第14号 竜王町町民グラウンドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議第15号 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議第16号 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 9	議第 1 7 号	竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議第 1 8 号	竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議第 1 9 号	竜王町農村公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議第 2 0 号	竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	議第 2 1 号	竜王町田園空間博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議第 2 2 号	竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 5	議第 2 3 号	竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
日程第 2 6	議第 2 4 号	竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
日程第 2 7	議第 2 5 号	平成 1 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 8	議第 2 6 号	平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議第 2 7 号	平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議第 2 8 号	平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 1	議第 2 9 号	平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 2	議第 3 0 号	平成 1 7 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）
日程第 3 3	議第 3 1 号	平成 1 8 年度竜王町一般会計予算
日程第 3 4	議第 3 2 号	平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第 3 5	議第 3 3 号	平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
日程第 3 6	議第 3 4 号	平成 1 8 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
日程第 3 7	議第 3 5 号	平成 1 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第 3 8	議第 3 6 号	平成 1 8 年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第 3 9	議第 3 7 号	平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計予算

- 日程第 4 0 議第 3 8 号 平成 1 8 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会  
教育主事共同設置特別会計予算
- 日程第 4 1 議第 3 9 号 平成 1 8 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議第 4 0 号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第 4 3 議第 4 1 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 4 4 議第 4 2 号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 4 5 議員派遣について



開会 午後1時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は12人です。よって定足数に達していますので、これより平成18年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 皆さん、こんにちは。

平成18年第1回竜王町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご多忙のところ議員多数のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は全国的に大雪で、滋賀県でも湖北では除雪に苦勞されたと聞いております。幸いにいたしまして、当地では雪も少なく、被害もなかったことに感謝しなければなりません。しかし、災害は、いつ、どのように発生するかわかりません。竜王町は天井川も多いことから、滋賀県でも一番に洪水ハザードマップを、国・県の指導をいただきますとともに、町民の皆さんのご協力をいただき、17年度中に完成する運びとなっております。安全で安心して暮らせるまちづくりの取り組みは欠かすことができません。

議員各位には日々議会活動にご専念いただき、町政運営に格段のご高配を賜っておりますことに感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、今期定例会に提案させていただく案件は、条例制定5件、条例改正19件、一般会計補正予算・特別会計補正予算6件、平成18年度一般会計予算・平成18年度特別会計予算9件、その他規約変更3件、計42件の議案を提出させていただいております。

また、今会期中、人事案件等を追加提案させていただく予定をしておりますので、どうか慎重にご審議を賜り、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（中島正己） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承

お願いします。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（中島正己） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第118条の規定により、5番 近藤重男議員、6番 圖司重夫議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 2 会期の決定

- 議長（中島正己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより一般行政について町長より、また、教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

- 町長（山口喜代治） 平成18年度竜王町行政執行方針を述べさせていただきます。

本日、平成18年第1回竜王町議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件のご審議を願うことにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行についてその方針を申し述べます。

昨年は、戦後60年という節目の年にあたり、また竜王町におきましても町政施行50周年という意義ある年であり、さまざまな分野で改革、変革が進む中で日本社会全体が新しい姿に生まれ変わる転換期にあったように考えます。

国におきましては、小泉総理の「改革なくして成長なし」の掛け声のもとに構造改革が進められ、「官から民へ」という方針のもと、規制緩和や郵政改革が進められるとともに、地方との関係におきましては、「国から地方へ」の

流れの中で、地方分権をより一層確かなものとするために「三位一体の改革」が進められてまいりました。

この改革・変革の大きな流れは、基礎的自治体であります市町村の果たすべき役割や在り方についても問い直されようとしており、このことを進めていくためには「意識改革」を行い、真の構造改革につなげていかなければならないと考えております。

このような中で、日本は、今、人口増加から減少に転じ、世界に例のない少子高齢化社会に入ろうとしており、大変深刻な問題として意識していかなければなりません。私たちが将来にわたって安全で安心していきいきと暮らせ、子どもを自信と誇りを持って産み育てる環境づくりを積極的に進めていかなければならないと強く感じております。

また、日本の経済も景気に明るい兆しを感じつつも、堅調さを伺い知ることができず、前途に待ち受ける多くの課題にしっかりと立ち向う姿勢が今求められていると考えます。

今、国も地方も長期の債務で財政状況は大変に厳しいものがありますが、行財政改革にしっかりと取り組み、町民の皆さんに将来に夢と希望を持っていただける行財政運営と地域に活力と体力をつけるまちづくりに努めなければならないと考えます。そのために、竜王町総合計画を基軸に自律推進のまちづくり計画をはじめ「都市核づくり」「若者定住」「インターチェンジ活用」の3つの柱とまちづくりを重点施策に、その実現に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、行政の運営にありましては、町民のみなさまと行政との絆を一層深めまして、信頼と協働による開かれた行政運営を図ってまいります。

地方自治を取り巻く環境は誠に厳しいものがありますが、全職員が研鑽を積み、一丸となって行財政改革に努めてまいる所存であります。議員各位をはじめ町民のみなさまより、より一層のご理解・ご協力をお願いする次第であります。

施策の大綱といたしまして、安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり、快適でうるおいのある生活環境づくり、地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり、健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり、新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり、第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行。

施策の内容。

1 点目、安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり。

豊かな暮らしの前提は、安全であることが基本であると考えます。かつての風水害の歴史、大震災の記録や近くには「阪神淡路大震災」・「新潟中越地震」など、これらを教訓として、災害に強いまちづくりに鋭意取り組みをしていかなければなりません。

なお、「琵琶湖西岸断層帯」・「東南海・南海地震」の地震予想がされて、その被害も予想以上と報じられ、竜王町地域防災計画の見直しや、被害が予想される「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定と、洪水予報河川の指定等災害への整えと、被害を最小限に抑え、減災に視点をおく的確な対策、行動が求められています。

また、各所で発生しているさまざまな犯罪ならびに交通事故をはじめとする事故防止の対応に重きをおきまして、防災、防犯、交通安全等住民の安全啓発と自己の危機管理を啓発し、諸施策の一層の強化に努めます。

2 点目、快適でうるおいのある生活環境づくり。

地球温暖化が進む中、私たちの日々の生活が安全で安らぎのある環境を維持していくためには、有限な地球環境への負荷を少なくし、持続可能な自然環境型社会への仕組みを構築していく必要があります。

本町の特性や、これまでの生活環境重視の施策の取り組みをさらに充実発展させ、農業、商工業の各家庭での省資源化、再資源化をより具体的な環境政策として積極的に推進します。

3 点目、地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり。

企業の海外進出に伴い国内産業の空洞化が進み、地域経済に活力が失われるとともに、雇用の不安や失業者の増加となっております。また、農業経済も所得の低下を、商業にあっても隣接市の大型店やコンビニ等の進出により地元商業への影響が顕著に現れています。

こうしたことから、雇用の安定確保や町の活性化、税収の確保のために、竜王インターチェンジを活用した産業立地の促進と、町内で買い物や娯楽等ができる生活利便施設の整った都市核づくりに努めてまいりたいと考えます。

観光産業は、山之上農林公園をはじめアグリパーク竜王、道の駅竜王かがみの里を拠点に、特産品の販売促進に集客の拡大に努めます。

また観光分野では、昨年、NHK大河ドラマ「義経」が放映され、義経ブ

ームで竜王の地を訪れる観光客は大変多くなりましたが、引き続き、義経元服の池をはじめ数多くの観光資源を生かし、観光客誘致に努めてまいりたいと考えます。

次に4点目、健やかに暮らせる健康福祉、子育て支援づくり。

進行する少子高齢化の中で、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備、ならびに豊かな長寿社会を築くため、保健、福祉、医療の社会システムの構築を総合的に推進することが重要であります。

また、人口が減少傾向にある中、若者定住に向けたソフト・ハード両面からの施策が求められており、若者に魅力あるまちづくりに努めます。町民一人ひとりが生涯の各段階において、健やかで生活に安心が実感できる社会基盤の整備に努めます。児童、母子、障害者、高齢者福祉等の施策の充実と保健や福祉に対する町民意識の高揚を図ります。

次、5点目、新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり。

社会の変化や時代の要請に的確に応える力強く新しい時代を創造していく場づくりと、たくましい人づくりが重要であります。そのためには、お互いの人権尊重と男女共同参画社会の構築、学校教育は勿論のこと、幼児から老人に至るまでの全住民を対象とした生涯学習の推進、施策等の充実を図ります。

なお、学校教育および生涯学習につきましては、教育長より「教育執行方針」で詳細に説明をいたします。

次に6点目、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。

まちの恵まれた文化遺産や豊かな自然を保全、継承し、住民主体の文化活動を支援するとともに、個性豊かな地域文化の創造と薫り高い文化が脈々と息づくまちづくりに努めます。

また、文化を育む感性を養うための諸施策の効率的な施設運営を図るほか、歴史、史跡や文化遺産を活かしたまちづくりを推進します。

次に第7点目、第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行。

「地方にできることは地方に」の原則のもとに地方分権の推進と市町村合併が進められている中、町民のみなさまのご理解と信頼の中で、第4次竜王町総合計画を基軸に、竜王町行政改革大綱ならびに竜王町自律推進計画により、地域再生のまちづくりに町民のみなさまと一丸となって進めてまいりたいと考えております。

特に、合併問題につきましては、住民の意向・意見等を十分に把握して対応してまいりたいと考えます。

以上、平成18年度行政執行方針といたします。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** こんにちは。執行方針をご説明申し上げます。2ヵ所ほど訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4ページでございます。下から4行目ですけれども、「8つの課問題」とありますけれども、「課」を消していただいて、「8つの問題」ということでよろしくお願ひしたいと思います。

そして、5ページでございますけれども、「平成17年度には人権教育教育」となっておりますけれども、「教育」を1つ削除していただけたらと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、18年度の竜王町教育行政方針をご説明させていただきます。

教育の基盤は人づくりにあり、国におきましては教育改革が進められております。時代や社会が激しく変化する中で、真に豊かで教養のある国としてさらに発展していくために、様々な課題を乗り越えて切磋琢磨しながら新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指しております。

竜王町におきましても、教育のあらゆる分野において知・徳・体のバランスの保てる人としての資質を養い、人間力向上のための教育を推進していく必要があります。

近年、本町でも個別な課題を有する幼児・児童・生徒への対応の必要性が高まり、一方では、子どもたちの体験不足や社会性の欠如とともに、規範意識の希薄化が大きな問題となっております。国際化や価値観の多様化・複雑化が進む中で、国や県の動向を見極めながら、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」を信条に、人が育つまちづくりを推進していきます。

学校教育におきましては、学習指導要領のもとで、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育む教育を推進します。また、近年、幼児・児童・生徒が被害に遭うという事件が多く起こっております。このような痛ましい事件は、園・校内における安全対策に加え、これらを取り巻くコミュニティにおける防犯対策がより重要になってきました。今まで以上に教職員の危機管理意識の高揚と子どもの安全確保体制、ならびに施設の設備充実に努め、安全で安心な校・園づくりを目指します。保・幼・

小・中学校・園をはじめ保護者や地域、関係機関との連携し、新しい時代に生きる子どもの育成に努めます。

社会教育は、生涯にわたる生きがいや趣味、教養の学習活動への高まりに向けて、その機会の拡充と内容の充実が求められております。社会環境の変化に伴い、低下しつつある家庭および地域の教育力の回復、青少年の保護・健全育成・社会参加を支援します。さらに、生涯にわたるスポーツ活動への取り組みが高まる中で、スポーツ振興の一層の充実を図ります。

町民一人ひとりが自ら生き生きと輝いて心豊かに人生を送るため、学校教育と社会教育との協働を進め、生涯を通じて、いつでも、どこでも自由に学んだり、気軽にスポーツが楽しめる生涯学習社会のまちづくりを目指します。

このような認識に立ち、「町民憲章」の精神のもと地域社会の発展に尽くそうとする資質や能力を養うため、平成18年度の教育行政の基本目標を『新しい時代を切り拓く魅力あるたくましい人づくり』としました。この目標を達成するために、主要施策として次の5つの柱を掲げ、関係機関・団体との緊密な連携のもとに、学校・家庭・地域社会と一体となった総合的な教育行政の推進に努めます。

その1つとして、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習社会の構築。2つ目に、豊かな感性を培い、集団との関わりを重視し、知的欲求や行動意欲を引き出す「後伸びする力」を育む幼稚園教育の推進。3つ目に、「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」、そして「健やかな体」を育くみ安全で安心な学校づくり。4点目に、人づくりまちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進。5つ目に、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成。

主要施策といたしまして、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習社会の構築。

人生生涯現役時代を見据えた町民個々の生涯学習を支援し、町民の芸術文化の向上ならびに生涯スポーツの振興発展をめざすまちづくりの基盤となる生涯学習社会の構築が必要です。そのため、学社協働の考えを大切にし、学校・園と家庭や地域社会、公民館・図書館や運動公園などの社会教育関係や施設および社会教育関係団体との連携をさらに強化し、それぞれの特性を生かした効果的な活動を推進します。

また、貴重な文化遺産、文化財の保存に努め、埋蔵文化財の発掘や資料整

備など、歴史や文化資源を活かしたまちづくりの推進を図ります。

総合型スポーツクラブ「ドラゴンスポーツクラブ」も3年目に入りました。会員相互の輪も徐々に広がってきたところでございます。会員のニーズに合った教室の見直しや内容に工夫と検討を加えるとともに、スポーツクラブの一層の充実と自主運営に向けての行政支援ならびに町民の体力向上と生涯スポーツの振興に努めます。

2つ目、豊かな感性を培い、集団との関わりを重視し、知的欲求や行動意欲を引き出す「後伸びする力」を育む幼稚園教育の推進。

幼稚園では、少子化に対応して早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、3年保育を実施し、多くの成果が現れてきております。今後さらにその充実を図るとともに、家庭と連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき、遊びや体験をとおして発達段階に応じた基本的な生活習慣や豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した幼児教育を推進します。

特に、幼・小の連携をさらに深め、発達に応じて集団との関わりを重視した安全指導や生活習慣の確立をはかるとともに、個々の子どもの「知りたい」「やってみたい」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を、家庭と協力し合って推進します。

また、人や物とかかわる中で、「生きる力の基礎」を育成し、「後伸びする力」を育む教育を推進します。

3つ目、「生きる力」となる「確かな学力」と「豊かな心」そして「健やかな体」を育み安全で安心な学校づくり。

小・中学校では、学習指導要領に基づき、基礎・基本の着実な定着を図り、自ら考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し行動できる「確かな学力」を育む教育を推進します。

また、家庭での学習時間の確立や総合的な学習の時間の工夫に努め、国際理解教育の推進や情報教育を充実します。

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒につきまして、教育支援室と連携を密にして、校・園の体制を整え、子どもたちの個別の課題について相談機能を高めるとともに、特別支援教育の充実に努めます。

「いのちの大切さ」と「人権尊重」を基盤に、発達段階に応じた生活習慣と規範意識の確立に努め、道徳性や社会性を身につけるための道徳教育の充実を図ります。

健康と体力を保持増進し、進んでその能力を高め、運動に親しむ態度や習慣を身につけ、体を鍛えるとともに、たくましく生きていくための基礎となる食育教育を一層推進し、家庭や地域の力を活かしながら健康増進のための教育を展開します。また、豊かな創造性を育む読書活動の推進に取り組みます。

自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と、「自らの命は自ら守る」を基本に、安全意識の高揚に努めます。あわせて、ソフト、ハード面の両面から、学校・家庭・地域が連携した安全で安心な学校づくりを推進します。さらに施設整備の充実にも努めます。

4つ目、人づくりまちづくりの基盤となる人権教育・啓発の推進。

本町では、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げ、生涯学習社会づくりの中で、町民自らが人権意識の高揚と確立に努め、生きがいのある充実した生活の実現をめざします。

平成7年8月に「竜王町人権尊重のまち宣言」を制定以来、「竜王町人権尊重まちづくり条例」の制定や「人権教育のための国連10年竜王町行動計画」を策定しました。平成15年度には「竜王町人権教育・啓発基本方針」を、「同和教育の深まりから人権教育への広がり」の視点から改定をしました。これらのことが町民に浸透しきっているかを再点検していきます。

特に、「竜王町人権教育・啓発基本方針」では、個別課題として、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人」「患者」「さまざまな人権問題」の8つの問題につきまして、竜王町における現状と課題を直視し、課題解決に向けた教育・啓発を推進します。

そして、これらの課題が自らの生き方にかかわる重要な問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に具現化できるよう実践的態度の高揚をめざした啓発の推進に努めます。

さらに、取り組みの中に、広い視野が開けるような「多分化共生的」な考え方や古い習慣やしきたりなどから、偏見に基づいたものの方・考え方が人権侵害をするという視点を重視した啓発に取り組みます。

なお、平成17年度には「人権教育のための世界プログラム」が国連や国で批准されており、その取り組みに向けての準備を進めていかなければなりません。

そして、「竜王町人権教育推進協議会」など、住民が主体となった取り組み

団体との連携を図り、町民のみんなが健康で心がふれあい、「生きる喜びやしあわせ」が実感でき、将来にわたって展望を持って住みたくなる「住みよいまちづくり」の実現に努めます。

5つ目、家庭・地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成。

どんな時代にあっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は一家団らん  
の場であり、子育ての場であることは変わりません。親子の対話や家族との  
ふれあいを大切にし、子どもの居場所づくりに努めなければなりません。発  
達に応じたしつけを行い、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーを身に  
つけさせるとともに、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

地域社会では、学校5日制の実施により、子どもたちが地域で過ごす時間  
が多くなってきた現状を踏まえ、地域での子育ての支援の大切さをみんなで  
認識し、大人が子どもたちの活動を支援する中で、大人同士の学びやネット  
ワーク化が促進されることによって、地域の教育力の再生を図ります。さら  
に、学校で身につけた学力をより確かなものにするために、また、それが生  
活体験・社会体験・自然体験を通じて「生きる力」となるよう、関係機関・  
団体との連携強化のもとに推進をします。そして、地域における子育て支援  
の輪を広めるとともに、子どもの安全についても地域全体が見守る体制づく  
りにつなげ、これからの竜王町を担う青少年の健全育成により一層の充実し  
た活動を展開します。

こうした5つの施策を常に意識しながら、竜王町教育行政としての一層の  
高まりをめざしていきたいと思います。主要施策における施策の重点と具体  
的努力事項では、以下のとおりでございます。ご熟読くださいますよう、よ  
ろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、教育行政の概要の説明とさせていただ  
きます。よろしくご審議いただきまして、ご指導またご叱正くださいます  
ようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政方針の表明を  
終結いたします。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第 2号 竜王町国民保護協議会条例

|        |        |                                                                |
|--------|--------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第 5  | 議第 3号  | 竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例                                  |
| 日程第 6  | 議第 4号  | 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7  | 議第 5号  | 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                       |
| 日程第 8  | 議第 6号  | 竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例                             |
| 日程第 9  | 議第 7号  | 竜王町使用料徴収条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第 10 | 議第 8号  | 竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例                                     |
| 日程第 11 | 議第 9号  | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例                                         |
| 日程第 12 | 議第 10号 | 竜王町敬老祝金条例                                                      |
| 日程第 13 | 議第 11号 | 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例                                     |
| 日程第 14 | 議第 12号 | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例                                            |
| 日程第 15 | 議第 13号 | 竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例                                 |
| 日程第 16 | 議第 14号 | 竜王町町民グラウンドの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                             |
| 日程第 17 | 議第 15号 | 竜王町親と子の草の根ひろば設置等に関する条例の一部を改正する条例                               |
| 日程第 18 | 議第 16号 | 竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                            |
| 日程第 19 | 議第 17号 | 竜王町農村環境改善センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                          |
| 日程第 20 | 議第 18号 | 竜王町農村運動広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第 21 | 議第 19号 | 竜王町農村公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                                |
| 日程第 22 | 議第 20号 | 竜王町農林公園施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第 23 | 議第 21号 | 竜王町田園空間博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例                             |

- 日程第 2 4 議第 2 2 号 竜王町地域産業研修センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議第 2 3 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議第 2 4 号 竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 議第 2 5 号 平成 1 7 年度竜王町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 8 議第 2 6 号 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議第 2 7 号 平成 1 7 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議第 2 8 号 平成 1 7 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議第 2 9 号 平成 1 7 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 2 議第 3 0 号 平成 1 7 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 3 議第 3 1 号 平成 1 8 年度竜王町一般会計予算
- 日程第 3 4 議第 3 2 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 3 5 議第 3 3 号 平成 1 8 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 1 8 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議第 3 5 号 平成 1 8 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議第 3 6 号 平成 1 8 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議第 3 7 号 平成 1 8 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議第 3 8 号 平成 1 8 年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
- 日程第 4 1 議第 3 9 号 平成 1 8 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議第 4 0 号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第 4 3 議第 4 1 号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 4 4 議第 4 2 号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について

○議長（中島正己） 日程第 3 議第 1 号から日程第 4 4 議第 4 2 号までの 4 2 議案、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま一括上程いただきました議第 1 号から議第 4 2 号までの 4 2 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第1号、竜王町課設置条例の一部を改正する条例につきましては、『行政改革』の柱の1つであります「組織・機構の再編」について、平成16年度において庁内プロジェクトチームを設置し研究・検討を行い、平成17年4月から新たな組織機構で諸施策や事務事業の推進に努めてまいりました。

現在の組織機構については、各所属長のヒアリングを実施し、検証を行い、平成18年度に向かって見直しの必要があるか等について課題の整理を行いました。また、制度改正や新たな法律の制度に伴う対応を行わなくてはならない部署もあることから、これらを受けて、行政事務改善委員会においてさらに調査検討を行いました。

このことを踏まえまして、より住民の方にわかりやすくサービスの向上につながるような組織とするため、住民福祉、産業建設、教育委員会の各部門において、課を構成する係の見直しと、事務分掌の一部見直しを行いたく、竜王町課設置条例等の一部を改正する条例を提案申し上げるものでございます。

次に、議第2号、竜王町国民保護協議会条例につきましては、近年、日本海における不審船の出現や、アメリカ同時多発テロをはじめとします大規模テロが世界各地で発生するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化し、国家の緊急事態に対処するための体制を整備することが大変重要となっております。このことを踏まえ、国では、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保に関する法律」（武力攻撃事態対処法）が成立し、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が成立いたしました。

この「国民保護法」では、市町村長は、武力攻撃事態等において市町村民の生命・身体および財産を守るため、警報の伝達や避難指示の伝達、避難住民の誘導と避難実施要領の策定、避難住民等の救援協力、安否情報や被災情報の収集および提供等の国民の保護のための措置を実施するなど、重要な役割を担うことになりました。万が一の事態に備え、関係機関が連携して国民の保護のための体制を整備していかななくてはならないと考えております。

このことから、各市町村では、平成18年度を目途に「市町村国民保護計画」を作成することとされており、竜王町区域に係る国民の保護のための措

置に関する施策の総合的な推進と「(仮称) 竜王町国民保護計画」等、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議いただくため、国民保護法第39条の規定に基づき「竜王町国民保護協議会」を設置しようとするため、条例を定めるものでございます。

次に、議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例につきまして提案理由を申し上げます。本条例につきましても、先の議第2号と同様に、国民保護法の規定に基づき、両対策本部の条例の制定を行おうとするものでございます。

国民保護法第25条ならびに第27条の規定では、内閣総理大臣より国民保護対策本部の設置について指定を受けた市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされております。市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどるとされております。

また、市町村対策本部に関し必要な事項は条例で定めることとされておりますことから、対策本部の組織および運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、武力攻撃事態等以外の大規模テロ時等に設置いたします竜王町緊急対処事態対策本部の組織および運営に関しましては、国民保護法において国民保護対策本部に係る規定を緊急対処事態対策本部に準用するものとされておりますことから、併せて制定しようとするものでございます。

次に、議第4号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例および竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の、まず竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、議第8号で提案を申し上げます竜王町障害程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例によりまして、障害程度区分等審査会の委員長および委員の日額の報酬を定め、議第2号で提案を申しあげました竜王町国民保護協議会条例によりまして、国民保護協議会の委員および専門委員の日額の報酬を定め、また、費用弁償の中の日当の支給区域の一部を改正を行うものでございます。

また、竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正では、費用弁償の中の日当の支給区域の一部改正を行うものでございます。

次に、議第5号、竜王町職員給与に関する条例の一部を改正する条例につ

きましては、人事院勧告に伴い一部改正するものであります。

人事院勧告では、職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築し、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与制度とする給与構造の改革を行うこととされました。

今回の給与改正の主なポイントといたしましては、まず第1に給料表および給与制度の見直し、第2に地域手当の導入、第3に勤務実績の給与への反映であります。

まず第1に給料表ですが、地域別の官民格差の3年平均値を参考として、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げ、若手の係員層については引き下げを行わず、中高齢層については7%引き下げることにより、給与カーブのフラット化を行います。

また、現行の1・2級と4・5級を統合し、8級制から6級制に移行します。そして、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割にします。

第2に、地域手当ですが、これは現在の調整手当に替わるもので、民間賃金の地域格差が適切に反映されるよう支給されるものであります。

滋賀県における官民格差は、調査の結果0.37%であります。給料表が平均4.8%引き下げられ、併せて調整手当が廃止されると6.8%の引き下げとなり、民間賃金との格差を適切に反映しているとは言えませんので、較差相当にあたる6%の地域手当を導入するものであります。

第3に、勤務実績の給与への反映ですが、まず昇給については、これまでの特別昇給と普通昇給を統合させ、昇給の区分を5段階設けて職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度の導入を行います。そして、また年4回の昇給月を年1回に統一します。

また、勤勉手当についても成績区分を設けて、実績に応じて支給することといたします。

次に、議第6号、竜王町企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い、一部改正するものであります。

人事院勧告では、能率的な人事管理を推進するため、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与制度とする給与構造の改革を行うこととされました。

企業職員におきましても一般職員と同様に改正をするものであり、調整手当に替えて地域手当を導入するものでございます。

次に、議第7号、使用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、竜王町自律推進計画の一つであります財政（構造）改革により、町が健全で持続的な発展を続けるため、平成16年度より使用料等の見直しを進めているところでありますが、このことに伴い、「国または公共団体が公務で使用するとき」を減免対象から省き、また、総合庁舎の会議室の貸し館をしないように一部改正するものでございます。

次に、議第8号、竜王町障害者程度区分等審査会の委員の定数等を定める条例につきましては、平成15年4月に支援費制度がスタートして3年が経過いたしました。この間、福祉サービス利用者が急増し、今後もさらに増加することやサービス費用も増大することが見込まれる中で、地域生活支援が前進したものの、全国共通の利用ルールがないために、制度や財政面で地域格差ができるなど、障害者が地域で普通に暮らせるための基盤整備が問題となってきました。

これらのことを踏まえ、本年4月に施行されます障害者自立支援法では、支援の必要度に関する客観的な尺度を導入し、障害程度区分の審査判定ならびに市町村の支給要否決定を行うにあたり意見を聞くための審査会を置くことになっております。

なお、委員の構成につきましては、障害者の実情に通じた障害保健福祉の学識経験者、身体障害・知的障害・精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とされており、広域での委員選定をと考えております。

また、委員の定数につきましては、障害者自立支援法第16条第1項で「条例で定めなければならない」とされておりますことから、今回定数に関する条例を定めるものでございます。

次に、議第9号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、昨年の10月に成立いたしました障害者自立支援法は、身体障害・知的障害・精神障害という障害種別ごとに提供されておりました障害者福祉・医療のしくみを、障害の種類にかかわらず一元化され、本年4月から段階的に実施されるものでございます。

今回一部改正いたします竜王町福祉医療助成条例の第3条には、「助成の範囲」が定められており、条文中の精神保健および精神障害者福祉に関する

法律の第32条第1項で規定されています精神障害者の通院医療が、本年4月からは障害者自立支援法52条の中で自立支援医療費として整理されることから、該当する条文を読み替えるものでございます。

次に、議第10号、竜王町敬老祝金条例につきましては、我が国は戦後復興から今日までの間、幾多先人の献身的な努力により、めざましい経済の発展により、世界的にも有数の経済大国の仲間入りをするほか、医療技術の進展により、世界に誇り得る長寿国となっております。安心して暮らすことのできる社会の形成は、多年にわたり地域社会の進展に寄与していただきました高齢者皆さまのたゆまぬ努力の賜物であると感謝しているところであります。

本町においては、このような多年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者に対して敬老の意を表すことを目的に、昭和46年9月に敬老年金条例を制定、その後、平成15年3月に敬老祝券支給条例に変更いたしました。

また、平成4年3月には、社会のために貢献された長寿者に対し、祝意と謝意を表すことを目的に百歳年金条例を制定し、今日に至っています。

一方、我が国では、かつて体験のしたことのない少子化による人口減少時代に突入し、このことから、社会保障をはじめ社会経済全体に構造的変化をもたらす深刻な影響を与えており、国・地方を挙げて少子化対策を講じているところであります。また、併せて、景気低迷や長期債務による累積赤字により、国・地方を問わず大変厳しい財政事情にあります。

本町における乳幼児の状況を見ますと、平成17年12月末現在では、0歳児112人、1歳児88人、2歳児117人、3歳児115人、4歳児103人、5歳児129人、6歳児112人であります。

また、平成16年度の出生児の祝金の支給状況は、81人となっております。

高齢者の状況を見ますと、65歳以上は2,320人、人口比率では17.6%で、その内75歳以上は1,169人であります。

以上のように、本町の人口に占める高齢者の割合は年々増加の一途を辿る一方、出生児童数は減少しており、まさに少子高齢化の様相を呈している状況にあることから、町においては「次世代育成支援行動計画」を策定し、未来を担う子どもたちが自らの未来に大きな期待と夢を持ち続けることができる社会をめざし、地域全体で子育て家庭を支え合い、本町で子育てをしたい、してよかったと思えるまちづくりとともに、子どもの視点に立った施策の推

進、子どもが健やかにたくましく成長できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、今日まで長らく敬老事業の一環として支給してまいりました敬老祝券および百歳年金について、少子化・児童育成の財源に振り替えさせていただく観点で見直しを行い、併せて事業の統合を図る中で、人生の節目である満88歳、99歳、100歳の高齢者を対象とした新たな敬老祝金条例を制定し、長寿を祝うとともに、町民の敬老意識の高揚を図り、併せて高齢者福祉の増進に努めていきたいと存じますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、議第11号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、このたびの介護保険法の改正により、平成18年4月から介護保険制度が改正され、従来、居宅要支援及び要介護被保険者にかかる居宅介護サービス計画・居宅支援サービス計画の作成等につきましては、居宅介護支援事業所が一括して担っていただいておりますが、制度改正において新予防給付が創設されることに伴い、居宅要支援被保険者を対象とした介護予防給付における介護予防サービス計画の作成等については、地域包括支援センターが担うこととなっております。

竜王町におきましては、この地域包括支援センターを町において設置する予定をいたしておりますので、町が直営で介護予防支援事業者としての指定を受ける必要があることから、その設置に関し、介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例を制定いたしたく提案するものでございます。

次に、議第12号、介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険制度は、介護を社会全体で支える制度として、平成12年度よりスタートし、本年3月で6年が経過しようとしています。

この間、65歳以上の被保険者数、要介護認定者数、総費用において年々増加し、加えて今後10年後には団塊の世代が高齢期に入られ、人口の急速な高齢化を迎える状況となっております。

このような状況に鑑み、国においては、高齢化の進展等社会経済の変化に対応した持続可能な介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に資するために、介護保険制度改革が実行されることとなり、去る6月29日「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、一部、平成17年1

0月に特定入所者介護サービス費の保険給付が施行されましたが、制度改正そのものが平成18年4月に施行されます。

また、この制度の運営につきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画的・総合的な事業を展開していくこととされており、平成17年度に第3期計画を策定することとなり、介護経験者、福祉関係者、議員さんなどによる竜王町高齢者保健福祉計画策定委員会を設置し、昨年7月より要介護者数やサービス量、基盤整備、今後3年間の財政運営見通しなどを検討願い、老人保健福祉計画・介護保険事業計画とともに見直しをしていただき、この3月1日、最終の報告をいただきました。このことから、竜王町介護保険条例について所要の改正が必要となったことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、要介護・要支援状態に関し必要な保険給付について、介護予防を進めるための地域支援事業の創設について、保険料の改正などであります。

保険料につきましては、策定委員会の報告を受けて、第1号被保険者の基準額を年額3万7,428円、月額では3,119円に改正させていただくものでございます。

次に、議第13号から議第23号までの11議案につきましては、地方自治法の一部改正により、平成18年9月から公の施設の管理については直営による管理、また、管理委託制度による管理から直営または指定管理者制度による管理へと移行することから、本町の公の施設についても指定管理者または直営による管理とするための所要改正を行い、これまで規則に規定しておりました休日、使用時間等の規定についても条例で明記するための改正を行うものでございます。

なお、議第13号、竜王町雪野山史跡広場「妹背の里」設置条例の一部を改正する条例および議第23号、竜王町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、施設の使用料について、先の条例改正に合わせ施設の使用料については、近隣の施設の使用料の状況、また今後指定管理者制度への移行による利用料金制の導入を考慮し、使用料の改正を行うものでございます。

さらに、議第16号、竜王町介護予防拠点施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者制度による改正と併せて、各ふれあいプラザの施設においては、介護予防事業等に支障のない範

囲で施設の有効活用を行いたく、目的外使用として貸し館を認めた場合の使用料を定めたいものでございます。

次に、議第24号、竜王町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例につきましても、平成17年4月1日より里道・水路等について、国から譲与を受け、現在、法定外公共物として管理を行っているところでございます。

今回、許可証人届出等の取り扱いを明確にするため、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議第1号から議第24号までの24議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第2号・議第3号・議第11号・議第12号につきましては、詳細について担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

青木生活安全課長。

**○生活安全課長（青木 進）** ただいま議第2号、竜王町国民保護協議会条例につきまして町長より提案理由がございましたが、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。議案書は2ページ・3ページでございます。

本条例につきましては、基本的に国の準則に基づきまして作成いたしております。また、昭和37年9月5日に公布されております竜王町防災会議条例をベースといたしております。

第1条、条例の趣旨につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第40条第8項の規定に基づきまして、法律で定めのないところの協議会の組織および運営に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、委員および専門委員では、国民保護法第40条に協議会の組織に関する規定が定められておりまして、協議会の会長は町長をもって充て、同条の規定による町長の任命の区分に従いまして、委員の定数を25名以内とするものでございます。なお、この委員の任期につきましては、法律で2年と定められております。

また、専門事項の調査をさせるため、関係機関等の職員、専門的な知識または知識を有する者の内から任命できることに関連いたしまして、専門委員の解任につきまして規定するものでございます。

第3条および第4条では、会長の職務代理、会議の招集並びに議決の方法等について規定するものでございます。

なお、この協議会につきましては、竜王町の「国民保護計画」等を審議する諮問機関でございます。

第5条、幹事につきましては、委員、専門委員を補佐するため、関係機関の職員の内から任命することができる旨規定いたすものでございます。幹事には協議会の議決権がないことから、幹事の定数については定めないものでございます。

第6条では、協議会の部会の設置について規定するもので、第7条では、雑則としてこの条例に定めるもののほか協議会の運営に係る必要事項は、会長が協議会に諮って定める旨規定するものでございます。

付則で、この条例につきましては平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、条例の内容等の説明といたします。

続きまして、議第3号、竜王町国民保護対策本部および竜王町緊急対処事態対策本部条例につきまして、先ほど提案理由がございましたが、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましても、先の議第2号と同様に、国民保護法の規定に基づき、両対策本部の条例の制定を行おうとするものでございます。この条例につきましても、基本的に国の準則に基づきまして策定をいたしております。

第1条、条例の趣旨につきましては、国民保護法第31条および同法第183条において準用いたします同法第31条（条例委任規定）の規定に基づき、法律で定めのないところの国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関しまして必要な事項を定めるものでございます。

第2条、組織でございますが、国民保護法第28条に対策本部の組織に関する規定が定められておりまして、本部長は町長をもって充て、対策本部に本部員を置き、本部員は助役、教育長、消防団長、町長が町の職員から任命する者をもって充て、副本部長は、本部員の中から町長が指名することとなっております。このことから、条例では、本部長、副本部長、本部員の職務

並びに事務局的な職員の配置について定めるものでございます。

第3条では、会議の招集等につきまして定めますもので、法律第28条第6項の規定により、国の職員その他の町職員以外の者を会議に出席させ、意見を求められる旨、規定するものでございます。

第4条では、対策本部に部を設置できる旨等を規定し、第5条では、本部長が指名する副本部長以下で構成いたします現地対策本部について定めるものでございます。

第6条では、事務局を生活安全課に置き、第7条では委任規定を、第8条では竜王町国民保護対策本部の条例規定を竜王町緊急対処事態対策本部について準用することを定め、それぞれ関係いたします条文の読み替え規定を定めているものでございます。

なお、付則で、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。以上、誠に簡単でございますが、条例内容の説明といたします。

**○議長（中島正己）** 布施健康推進課長。

**○健康推進課長（布施九蔵）** ただいま町長より提案理由を申し上げました議第11号および第12号につきまして、その詳細をご説明申し上げます。

まず、第11号、竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例につきましては、先に町長の提案理由にありましたように、このたびの介護保険制度改正によりまして、比較的軽度の要介護状態のときに活動や参加に主眼をおいた適正なサービスを提供することにより、要介護状態の改善、または悪化の予防を図ることが自立に繋がるものであることから、現在、要支援および要介護1の認定を受けられている軽度者に対するサービスについては新予防給付を創設し、より自立支援に資するものとなるよう改められ、この方々のケアプラン作成等を、従来は居宅介護支援事業所が担ってきたところではありますが、平成18年4月から新たに要支援1および要支援2の認定を受けられた方々の介護要望プランの作成等については、介護予防支援事業所が担うこととなりましたので、介護予防支援事業所の設置および管理について条例の制定をお願いするものです。

条例の第1条は設置の趣旨を、第2条は名称および位置で、竜王町介護予防支援事業所として保健センター内に設置するものです。

第3条は条例の用語の定義を、第4条は業務を規定しています。居宅要支援被保険者の置かれている状況に配慮し、介護予防サービス計画を作成する

とともに、サービス提供事業者等との連絡調整を図るものです。

第5条は、事業所が実施する地域を竜王町内に限定しています。

第6条は、居宅要支援被保険者との介護予防支援契約の締結、契約にかかる説明について、第7条及び第8条は、介護予防サービス計画にかかる手数料の費用負担および徴収方法について、第9条及び第10条は、職員の設置および職務について、第11条は、介護予防支援事業の委託について、第12条は、本条例の委任について、それぞれ規定しています。

なお、本条例は、平成18年4月1日から施行するものです。以上、議第11号の詳細説明とさせていただきます。

次に、議第12号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

なお、説明につきましては、お手元の議案書ならびに改正条例の新旧対照表によりまして申し上げますので、よろしく願いいたします。

第3条および第4条は「介護サービス」について、第7条第1項は「要支援状態」について、それぞれ文言整備を、第7条第2項は、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費の支給を介護給付に加えるもので、同条第3項は、予防給付の各サービスを「介護予防」に文言整備するとともに、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費の支給を予防給付に加えるものです。

次に、地域支援事業であります。今回の制度改正において、被保険者が要介護状態等となることを予防するための施策を保険事業として実施するため、法に規定する地域支援事業について、現第8条以降を1条ずつ繰り下げ、新たに第8条を新設するものでございます。

第9条以降につきましては、改正後の条文についてご説明いたします。

第9条は、今後3年間の保険料率の期間を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、保険料を第1号は「18,714円」に、第2号は「18,714円」に、第3号は「28,071円」に、第4号は「37,428円」に、第5号は「46,785円」に改め、第6号として、令第38条第1項第6号に掲げるもの「56,142円」を加えるものです。なお、今回の改正では、従来第2段階が新第2及び第3段階に細分化され、5段階を6段階の保険料率に改正することとなりました。

このことから、第1号被保険者の保険料基準額は、新第4号の「37,428

円」で、月額に換算しますと 3,119 円であります。改正前の第 3 号の「32,160 円」、月額では「2,680 円」ですが、これと比較しますと、年額で「5,268 円」、月額で「439 円」の増額負担をお願いすることとなります。

第 11 条は、賦課期日後における要保護者の年度途中での取り扱いの規定整備を行うものです。

第 18 条第 1 項は、介護サービスを提供する事業者および介護保険施設の規定文の文言整備を、同条第 2 項は、「認知症等」に文言整備するものです。

第 19 条第 1 項は、介護保険事業計画期間を「3 年」を一期に改め、同条第 2 項は、介護保険事業計画に掲げる事項を定めるもので、第 1 号は、日常生活圏域における認知症対応型共同生活介護等の利用定員やその他の介護給付等対象サービス量の見込み、確保方策について、第 2 号は、地域支援事業の量の見込み、確保方策について、それぞれ条文整備を行い、第 3 号は、介護給付に係るサービス提供事業者間の連携に地域密着型サービスを含むこと、第 4 号は、予防給付に係るサービス提供事業者間の連携や地域支援事業の円滑な実施等を新設規定しています。

第 23 条は、罰則規定に、要支援状態区分の変更による被保険者証の提出拒否の場合を加えるものです。

付則につきましては、第 1 条は、施行期日で、平成 18 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 条は、保険料の取り扱いの経過措置を規定しています。

第 3 条は、平成 18 年度および平成 19 年度における保険料率の特例を規定しています。これは、平成 17 年度の税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止されたことによって保険料負担が著しく負担する方がいるため、平成 18 年度および平成 19 年度のそれぞれの年度において、本来適応される負担と平成 17 年度税制改正がなかった場合に適応される負担を比較し、負担の増加を一定程度に抑えるという考え方に立って激変緩和措置を講じていくとするものです。

以上、議第 11 号および議第 12 号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 次に、議第 25 号から議第 30 号までの 6 議案につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議第25号につきまして提案理由を申し上げます。議第25号、平成17年度竜王町一般会計補正予算（第6号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第5号）までの歳入歳出予算現計額が49億9,492万3,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2億6,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,580万7,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費、事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する繰出金の増額などがございます。

また、個人・法人町民税、固定資産税等の増収による歳入の増により、財政調整基金および減債基金への積み立てを行い、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度以降へ財源留保に努めるものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただく繰越明許費の措置をお願いすることと併せまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第26号、平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算現計額が7億5,316万4,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,040万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,356万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、一般被保険者分と退職被保険者分の療養給付費と退職被保険者等療養費の増加に伴う医療費の増額など精査し、医療給付費を最終調整させていただくものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金の療養給付負担金、退職被保険者医療に対します社会保険診療報酬支払基金からの交付金、県からの特別調整交付金、一般会計繰入金等を補正するものでございます。

次に、議第27号、平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）医科につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算現計額が9,425万3,000円でご

ざいます。今回、総額に歳入歳出それぞれ 754 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 180 万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入で、前年度の繰越金の精査に伴う追加補正をさせていただき、歳出で、繰越金の一部を財政調整基金に積み立てるものでございます。

歯科につきましては、今回、歳入のみの組み替え補正をさせていただきたく、現在お認めをいただいております歳入歳出予算現計額の 6,040 万 5,000 円に変更はございません。

補正予算の主な内容といたしましては、当初予算で一般会計より 737 万円の繰入れを予定しておりましたが、前年度繰越金につきまして精算によります増額補正をさせていただき、その財源をもって一般会計からの繰入額を減額させていただきたいものでございます。

次に、議第 28 号、平成 17 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第 2 号）までの歳入歳出予算現計額が 8 億 7,570 万 8,000 円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ 2,083 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,487 万 1,000 円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、平成 17 年度の執行調整等によるものでございます。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第 213 条第 1 項の規定によりまして、竜王町特定環境保全公共下水道事業 1,180 万円の繰越明許をお願いするものでございます。これにつきましては、民間から排水されます汚水量に伴い施工するマンホールポンプ工事で、建築主との協議の遅れにより繰り越しをお願いするものでございます。また、執行調整によります地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に、議第 29 号、平成 17 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第 2 号）までの歳入歳出予算現計額が 5 億 1,008 万 2,000 円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ 2,889 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8,118 万 9,000 円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、保険給付費の減額補正および年度末を迎えて最終調整をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、保険給付費に見合う国、県、支払基金において、現在決定を受けているルール分の補正や一般会計繰入金の減額、介護保険給付費準備基金の取り崩し取りやめ、繰越金の増額などがございます。

次に、議第30号、平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして提案理由を申し上げます。

平成17年度竜王町水道事業会計第3条で定めました収益的収入及び支出予定額の現在までにお認めをいただいております既決予定額は収入・支出それぞれが3億1,911万5,000円でございます。今回、規定の予定額をそれぞれ660万7,000円減額し、3億1,250万8,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容は、水源地の故障により給水を停止したことから、営業費用の原水及び浄水費の内、水質検査の手数料の120万円の減額および動力費、電気代の110万円の減額。漏水調査費が小区域で済んだことによります配水および給水費の委託料300万円の減額。また、本年度におきましては、高金利対策によります企業債の借り替えが4件について出来ました事によります営業外費用の企業債利息130万7,000円の減額でございます。

次に、第4条で定めました資本的収入および支出予定額の現在までにお認めをいただいております既決予定額は、収入につきましては7,965万円で、支出につきましては1億3,283万9,000円でございます。収益的収入及び支出と同じく企業債の借換えが4件できましたことによりまして、資本的支出、企業債償還金の元金償還金が48万8,000円不用となり減額をお願いするものでございます。

なお、第4条、資本的収入および支出につきまして、支出に対する収入の不足が5,318万9,000円でしたが、このことにより不足額が5,270万1,000円となりますことから、減債積立金から補てん額を48万8,000円減額し、466万円とさせていただくものでございます。

以上、議第25号から議第30号の6議案につきましての提案理由を申し上げますが、議第25号および議第28号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、どうかよろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 北川総務課長。

○総務課長（北川治郎） ただいま町長から、平成17年度竜王町一般会計補正

予算（第6号）について提案理由の説明があったわけですが、さらに、その内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

平成17年度竜王町一般会計予算の総額は、補正予算（第5号）までの歳入歳出予算現計額が歳入歳出それぞれ49億9,492万3,000円とお認めいただいております。今回、補正予算（第6号）として歳入歳出それぞれ2億6,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億5,580万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、主に事業費の確定や決算見込みによる精査の結果、予算調整をさせていただくもの、ならびに国庫負担金・県補助金の減額などによるものでございます。

まず、歳入予算では、町民税の所得割・法人税割を合わせ1億5,600万円の増額、固定資産税が2,000万円の増額、町たばこ税が700万円の増額、利子割交付金が100万円、配当割交付金が100万円、株式等譲渡所得割交付金が100万円、地方消費税交付金が300万円、ゴルフ場利用税交付金が200万円、自動車取得税交付金が100万円のそれぞれ増額、平成17年度におきましては、普通交付税の不交付団体となりましたことから、特別交付税におきましても4,000万円の減額でございます。決算見込みにより、保育所運営費負担金が206万円の増額、保育所運営費国庫負担金が421万4,000円、保育所運営費県負担金が210万7,000円のそれぞれ減額、同じく、決算見込みにより、施設訓練等支援費国庫負担金が225万円の減額、国民健康保険税軽減総額の確定により国保保険基盤安定国庫負担金が216万6,000円、国保保険基盤安定費県負担金が675万7,000円のそれぞれ増額、補助金の交付金化によりまして、次世代育成支援対策国庫交付金が309万6,000円の増額、延長保育促進事業費県補助金が445万5,000円の減額、みんなでがんばる集落営農促進事業費県補助金が413万1,000円の減額、事業費の減少により農村総合整備事業費県補助金が1,132万5,000円の減額、事業が県の直営となったことにより、ため池群広域防災機能増進計画策定業務県委託金が300万円の減額、埋蔵文化財発掘調査費受託金が326万5,000円の減額、市町村振興協会市町村交付金が249万円の増額、平成16年度からの繰越金1億4,116万2,000円の増額、事業費の減少により臨時地方道整備事業債が180万円の減額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、決算見込みにより議員報酬等が 373 万 4,000 円の減額、事業費の確定により町有施設アスベスト調査分析委託料が 260 万円、戸籍・附票データ作成委託料が 469 万 4,000 円、介護保険システム改修事業が 300 万円のそれぞれ減額、平成 17 年 4 月 1 日より運行を開始いたしましたコミュニティバス運行委託補助金が額の確定により 227 万 2,000 円の減額、決算見込みにより施設訓練等支援費が 450 万円、保育所運営費が 318 万円のそれぞれ減額、国保特別会計（事業勘定）繰出金が 1,012 万 7,000 円の増額、介護保険特別会計繰出金が 445 万 3,000 円の減額、国保特別会計（施設・歯科）繰出金が 520 万円の減額、薬師営農組合で取り組みをいただいております、みんなでがんばる集落営農促進事業補助金が事業実施時期の見直しにより 532 万 3,000 円の減額、事業費の確定により農村総合整備事業が集落排水路整備工事費など 1,233 万 6,000 円の減額、事業費の確定により日野川流域土地改良区負担金が 232 万円の減額、ため池郡広域防災機能増進モデル事業が委託料など 300 万円の減額、事業費の減少により町単独道路橋梁改良事業が用地買収費など 200 万円の減額、下水道特別会計繰出金が 1,540 万円の減額、償還額の確定により償還元金が 112 万 4,000 円、償還利子が 500 万 2,000 円のそれぞれ減額、予算調整による余剰金と合わせ、税の増額分を積み立てることにより財政調整基金積立金が 3 億 84 万円、減債基金積立金が 6,500 万円の増額などがございます。

次に、第 2 表、繰越明許費でございますが、平成 17 年度中に事業執行を予定いたしておりましたものの、一部の事業におきまして事業内容の詳細検討に時間を要したことにより年度内執行が困難となり、平成 18 年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。

したがいまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、高齢者福祉施設等整備事業 4,000 万円、町単独道路橋梁改良事業（山之上エビス線道路改良）7,951 万円、土砂災害情報総合通信システム整備事業 2,000 万 2,000 円について繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、地方債補正としまして、事業費が確定したことにより町道山之上エビス線道路改良に伴います臨時地方道整備事業債の減額について限度額の補正をお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、平成 17 年度竜王町一般会計補正予算

(第6号)の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長(中島正己) 松村建設水道課長。

○建設水道課長(松村佐吉) 引き続きまして、議第28号、平成17年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書49ページからの下水道事業特別会計補正予算(第3号)の事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億7,570万8,000円で、今回総額に2,083万7,000円を減額させていただきまして、歳入歳出予算総額を8億5,487万1,000円と定めさせていただくものでございます。

補正予算の内容につきましては、先に町長より説明をいただきましたが、17年度の執行調整などをさせていただくものでございます。

まず、歳入の関係でございますが、50ページの公共下水道受益者分担金でございますが、平成16年度から繰越工事のあったことによります分担金311万9,000円の増額、県に支払っています汚水料金が一部剰余金となっており、これが還付されることなどにより一般会計からの繰入金を1,540万円減額、次に、16年度からの繰越金を52万6,000円増額し、繰越金を2,350万円にさせていただくものでございます。

次に、町債でございますが、1,710万円減額、内訳といたしましては、工事が安価にすんだことなどによります公共下水道事業債1,640万円の減額と、県事業の減によります流域下水道事業債70万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係でございますが、52ページ、公共下水道事業費の一般管理費を24万3,000円の増額をさせていただくものでございます。その内訳といたしましては、受益者分担金一括納付奨励金などの不足によりまして報償費を57万3,000円の増額、水洗便所改造普及奨励金の執行残によります33万円の減額でございます。

次に、施設管理費といたしまして、333万5,000円の減額をさせていただくものでございます。その内訳といたしましては、西横関のマンホールポンプの絶縁値が低いことなどから、これの修理費として166万5,000円の増額、琵琶湖流域下水道維持管理負担金の執行残により500万円の減額でございます。

次に、管渠築造費といたしまして1,774万5,000円の減額をさせていただくものでございます。その内訳といたしましては、公共下水道工事の測量設計委託料の執行残によります67万4,000円の減額、公共下水道工事が安価で済んだことによります工事請負費1,555万円の減額、県工事の減によります流域下水道事業負担金74万5,000円の減額と、水道移転補償費が安く済んだことによります補償費の77万6,000円の減額でございます。

次に、議案書の126ページ、第2条の繰越明許費の関係でございますが、129ページの第2表の繰越明許費といたしまして、特定環境保全公共下水道事業の2億9,983万8,000円の内、1,180万円を繰越明許としてお願いするもので、その内容といたしましては、マンホールポンプ工事の繰越で排水を受けます民間の建築主との協議が遅れておりますことによりますものでございます。なお、執行完了予定といたしましては、8月末の予定をいたしております。

次に、議案書の126ページの第3表の地方債の関係でございますが、130ページ、第3表の地方債の限度額を公共下水道事業では、1,640万円を減額いたしまして、2億7,660万円、流域下水道事業では70万円を減額し、7,170万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、下水道特別会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 次に、議第31号から議第39号までの平成18年度予算9議案につきまして提案理由を申し上げます。

平成18年度予算編成にあたっては、依然として地方の厳しい財政状況が続く中、永らく続いたデフレによる景気の低迷からやっと景気に一部持ち直しの兆しが見られ、平成16年度から始まった国の三位一体改革も最終年として一応の目途がつき、平成18年度における財政対策上の一般財源総額も、一応前年度の額を確保されることとなりました。しかし、平成18年度は、同時に総人件費改革、医療制度改革などといった改革を今後加速させるスタートの年でもあります。

特に昨年は、県下においても市町村合併が進み、市町の枠組みも規模も大きく変化しました。住民総意のもと合併の道を選択しなかった竜王町にとりましては、さらなる行財政改革の推進を行い、地域懇談会で頂戴いたしまし

た住民みなさんの声を真摯に受け止め、住民負託に応えるべく行政経営に乗り出していかななくてはならないかと考えております。

このようなことから、住民要望の強い町の中心核づくり、少子化に歯止めをかけ若者定住を促す住宅施策、町の財政基盤の確立と地域活力を生む産業立地の各施策については、早期の実現を目指し、積極的な展開を図ってまいりますとともに、厳しい財政状況の中ではありますが、懸案の中学校の大規模改修や道路改良、公共施設の雨漏れ改修など、緊急的なものに取り組むことといたしたいものでございます。

まず、議第31号、平成18年度竜王町一般会計予算でございますが、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ47億7,800万円と定めたものでございます。前年度と比較いたしますと、総額で2億5,200万円、率にして5.6%の増となるものでございます。

本年度予算の重点的また新規の内容につきまして、施策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」といたしましては、今年で阪神・淡路大震災も11年が過ぎ、あの大惨事の記憶もやや薄れがちになっています。災害はいつやってくるかわかりません。災害への備えは常に心しておかなくてはなりません。

平成18年度は、住民皆様のご理解とご協力により、新しくさくら団地に消防団が組織され、さらに女性消防隊が発足するという、誠に頼もしい限りでございます。早速、小型動力ポンプと軽可搬消防ポンプの整備を図ってまいります。

また、昨年、第1防災区に引き続き、防災訓練を県の防災訓練と併せて実施してまいります。さらに、第2次広域避難所の表示看板の設置や迅速な河川・砂防情報の把握と住民皆様への情報提供のため、滋賀県との土砂災害情報相互通報システムの整備をしてまいります。

また、災害以外にも武力攻撃事態に対する国民保護法の制定に基づく国民保護計画の策定や、子どもたちの通学上の安全の確保など、その対策にも努めてまいります。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」といたしましては、アンケートや地域懇談会でも声を強くしてご要望をいただいております商業系を中心とした、町の賑わいのある中心核づくりのための基本調査を進めてまいります。

また、町道の舗装改良事業や、自ら考え自ら行うまちづくり事業、コミュ

ニティバスの運行補助等の公共交通対策、浄化槽設置補助、墓地整備補助等、住民の生活に密着した環境整備に努めてまいります。

「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、昨年より調査を進めております竜王インターチェンジを活用した経済振興構想として、物流拠点等の整備計画の策定や、企業誘致を促進すべく工業用地整備計画の策定をしております。

また、竜王町の基幹産業であります農業についても、厳しい情勢ではありますが、みんなががんばる集落営農促進事業や21世紀型のビジネス推進事業、農村総合整備事業など、集落営農の推進や産業として経営の成り立つ農政の推進、条件整備を図ってまいります。

また、昨年の義経ブームにより、竜王町を訪れていただきました観光客が急増いたしました。今後多くの方々から竜王町を訪れていただきますよう、恵まれた歴史遺産や地域特性を活かしながら、昨年に引き続き、着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に取り組み、観光竜王の発展に力を入れてまいります。

「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援づくり」といたしましては、これまで障害の種別ごとに提供されておりました障害者福祉医療のサービスの一元化を図り、障害者自立支援法が昨年10月に成立し、本年4月1日から施行になります。この障害者自立支援法の円滑な施行に向け、障害福祉計画ならびに障害者基本計画を策定してまいります。

また、障害児ホリデーサービス事業、社会参加促進助成金、介護予防・生活支援事業、手話通訳者派遣事業、放課後児童健全育成事業など、子どもから高齢者、障害者に至るまでが健やかに暮らせるよう、各事業を充実しながら取り組んでまいります。

さらに、安心して子どもを産み育てていただけるよう、出産祝金や育児相談、地域での子育て支援など、まちぐるみで子育てを支援してまいります。

「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」といたしましては、竜王町の将来にとって大きな財産であります子どもたちの育成に力を入れてまいります。ドラゴンサミットが発展的解消となりましたが、これまで培ってまいりました交流の輪を子どもたちへ引き継ぎ、今年度は小学5・6年生を北海道雨竜町へ派遣をいたします。また、スーセーマリー市より中学生の受け入れを行い、国内外への交流の輪を広げてまいります。

近年、環境になじめない子どもたちや心に悩みを持つ子どもたちが増えてきておりますが、教育相談カウンセラーや適応指導教室の設置、心のオアシス相談員、ケア・サポーターの派遣など、児童・生徒をはじめ保護者の心のケアの充実の図ってまいります。

また、懸案でありました中学校大規模改修に本年度より取り組んでまいります。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、大規模開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を実施し、その記録保存に努めます。また、文化財に親しむ機会として、企画展や公開講座なども実施し、広く啓発してまいります。

「第4次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」につきましては、冒頭にも申し上げましたように、合併の道を選択しなかった本町といたしましては、自律推進計画にもありますように、住民の皆さんとともに協働しながら、自律する竜王町をつくっていかなくてはなりません。まちづくり懇談会の運営や人事評価制度の導入検討など、行政経営改革に取り組んでまいります。

以上が一般会計に予算計上いたしました重点的な取り組み施策でございますが、三位一体改革が一段落したとはいえ、国の更なる行財政改革の推進と新たな合併の動きなど、地方を取り巻く環境は一刻一刻大きく変化をしております。いずれにいたしましても、住民皆さまのためのまちづくりに、議員各位の格別のご理解とご協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に、議第32号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,300万円と定めるものでございます。これは、平成17年度の当初予算と比較しますと1,100万円、1.5%の減となるものでございます。

歳出の保険給付費では、前年度と比較しますと512万5,000円の減でございますが、この要因につきましては、景気が緩やかながら回復してきたことにより、国保からの社会保険への被保険者への移行が進んできたことが主な要因であります。

また、老人保健拠出金は、平成14年10月の老人保健法等の改正により、適応年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによる被保険者の減少と、

老人医療費総額の減少により 847 万 1,000 円の減となりました。

介護納付金については、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、159 万 9,000 円の増額で、介護サービス給付費の増額に伴い年々増加しております。

歳出に見合います歳入については、国民健康保険税につきましては、平成 17 年度に税率を引き上げましたことから、18 年度はこの税率を据え置きとさせていただきます。国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、一般会計からのルール分の繰り入れ等につきましては、適正な事務処理により運営をまいります。

次に、議第 33 号、平成 18 年度竜王町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科にありましては 9,000 万円、歯科にありましては 5,100 万円と定めるものでございます。平成 17 年度の当初予算と比較しますと、医科では 400 万円の減額で、率にしますと 4.3%の減となります。また、歯科では 1,000 万円の減額で 16.4%の減となるものでございますが、平成 17 年度予算においては、診療等の改修工事費を含むものでございます。

医科・歯科におきましては、今後とも地域医療の拠点として、診療を中心として疾病の早期発見・早期予防、保険事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議第 34 号、平成 18 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,200 万円と定めるものでございます。これは、平成 17 年度の当初予算と比較いたしますと 2,200 万円で、率にしますと 2.5%の減となる予算であります。

老人医療費につきましては、平成 14 年 10 月に老人保健法が改正され、対象年齢を 70 歳から段階的に 75 歳に引き上げられたことにより、対象者が減少したことによる影響が減額の主な理由でございます。これに伴いまして、歳入予算についても支出が減少することによる交付金や国、県支出金のルール分の減少でございます。

次に、議第 35 号、平成 18 年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,100 万円と定めたものでございます。平成 17 年度の当初予算と比較いたしますと 300 万円、率にして 4.7%の減となるものでございます。

歳入といたしましては、給食費負担金が 6,098 万 6,000 円、繰越金が 1 万

円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円を計上いたしております。

歳出でございますが、給食事業費として6,100万円を計上いたしております。

次に、議第36号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,700万円と定めたものでございます。平成17年度の当初予算と比較いたしますと2,300万円、率にして2.7%の増となるものでございます。

農業集落排水の事業につきましては、2地区2処理施設の更なる効率的な維持管理と事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成18年度につきましても、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆様のご理解、ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度の下水道管渠築造費は3億6,206万6,000円を計上いたしまして、工事等を実施したいと考えております。今後も下水道建設の推進に努力してまいりまして、1日も早く全町下水道整備が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、議第37号、平成18年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,500万円と定めるものであります。平成17年度の当初予算と比較いたしますと3,500万円の増額で、率にいたしますと7%の増となっております。

増加の主な理由は、保険給付費が1,690万円の増、地域支援事業費の創設により1,857万6,000円を計上したことによるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費が5億335万円で、その内訳は、要介護認定を受けられた方々の居宅サービス或いは施設サービスなどに係る介護サービス等諸費が4億3,180万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービスなどに係る介護予防サービス等諸費が4,995万円、特定入所者介護サービス等費が1,865万円であります。

また、今年度より新たに要介護状態等となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため地域支援事業を行う

こととなり、初年度として1,857万6,000円を計上いたしました。

本町における要介護・要支援認定者数は、平成17年12月末現在334人、そのうちサービス受給者は260人となっています。昨年と同時期と比較しますと、認定者数は27人8.8%の伸び、サービス受給者はほぼ同程度の状況となっていますが、認定申請者が増加傾向にあり、サービス受給者も増加するものと予想した予算編成をしております。

歳入につきましては、保険給付費や地域支援事業の費用負担のルールに伴い、国庫支出金や支払基金交付金、県支出金、一般会計からの繰入金が増額となっております。

保険料は、介護保険事業計画が制度運営の基本となるものであり、3年間を財政運営期間として、平成17年度に第3期の見直しを行ってまいりました。介護保険法の改正により介護保険制度改革が打ち出され、これの取り組みや今日までの制度の利用状況、町民のニーズの動向等を勘案する中で、介護保険制度を持続可能な健全な財政運営とするため、先に提案いたしました介護保険条例による保険料を改定させていただくこととなり、保険料収入を増額いたしております。

今後とも適正な介護サービスが受けられるよう、また、本人の残存能力を生かしながら、地域で安心して暮らせることのできるまちづくりを目指し、保健・福祉・介護の予防事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、議第38号、平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165万6,000円と定めたいものでございます。これは、平成17年度の当初予算と比較いたしますと111万9,000円、率にいたしまして40.3%の減となるものでございます。これは、合併により蒲生町および能登川町が脱退したことによるものでございます。

歳入といたしまして、構成します各町からの社会教育主事共同設置負担金が160万5,000円、諸収入として、預金利子が1,000円、繰越金が5万円を計上いたしております。

歳出でございますが、社会教育主事共同設置に伴います事務的経費ならびに活動費として、教育総務費165万1,000円、予備費5,000円を計上いたしております。

次に、議第39号、平成18年度竜王町水道事業会計予算につきましては、

収益的収入および支出の予定額を3億1,800万円、資本的収入の予定額を1億4,880万円、資本的支出の予定額を1億9,468万8,000円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、さらに公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層努力いたすものでございます。

以上、議第31号から議第39号までの平成18年度予算9議案につきましてご説明を申し上げたところでございますが、学校給食事業特別会計および社会教育主事共同設置特別会計以外の各会計の詳細につきましては、順次各担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで午後4時5分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時05分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

北川総務課長。

**○総務課長（北川治郎）** ただいま町長から、平成18年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております平成18年度予算の特色等の資料に基づきご説明申し上げます。

平成18年度の予算につきましては、景気に一部持ち直しの動きが見られ、本町の町税収入においても法人税に回復の兆しが見えつつあり、昨年引き続き普通交付税不交付団体となることが予想されますが、反面、町債の大量発行に伴い、今後公債費の急激な増嵩、少子高齢化による福祉関係経費の増嵩、公共施設の経年による管理運営経費の増嵩等、義務的、経常的な経費の増加傾向により、財政構造の硬直化が一段と進みつつある中、退職不補充による人件費の抑制に努める一方、少子化対策・高齢化対策については、一部事業内容の見直しを行いながらも、引き続き充実を図るとともに、町の中心核づくり、若者定住を促す住宅施策、産業立地の各施策について、町の地域活力を生み出すための最重要課題として必要経費を予算計上いたしました。結果的には、児童手当の拡大および中学校大規模改造事業の実施等により前

年度を上回る予算となりました。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 47 億 7,800 万円と定められたもので、前年度当初予算額 45 億 2,600 万円と比較いたしますと、額にして 2 億 5,200 万円の増額、率にして 5.6%の増となったものでございます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が 29 億 9,500 万 5,000 円で、前年度に比べ額にして 9,655 万 5,000 円、率にして 3.3%の増となっております。これは、企業の業績好調による法人町民税および税制改革による個人町民税の増加と、固定資産税が評価替えの年にもかかわらず企業の設備投資により前年を上回ったことによるものです。

地方譲与税については 1 億 5,800 万円で、三位一体の改革により税源移譲が、平成 18 年度は所得譲与税において措置されることから、所得譲与税が 1 億円と倍増いたしております。

利子割交付金等の県税交付金につきましては 1 億 8,450 万円で、若干の増加をしております。

地方特例交付金につきましては、児童手当支給年齢の引き上げに伴います財源措置分として 400 万円を計上しております。

地方交付税につきましては、法人町民税等の税収見込みおよび三位一体の改革による基準財政需要額の抑制により、昨年に引き続き普通交付税不交付が見込まれます。特別交付税については、3,000 万円のみを計上いたしました。

分担金負担金については、主に農村総合整備事業、基幹水利施設管理事業にかかる地元分担金ならびに保育所運営費負担金でございますが、ほぼ前年度並みの 5,732 万 8,000 円となっております。

国庫支出金につきましては 27.0%の増となっておりますが、主な要因としては、制度改正に伴う障害者福祉費負担金および中学校大規模改造事業補助金の増額によるものでございます。

県支出金につきましては、児童手当の支給年齢の拡大に伴う特例給付負担金の増および土砂災害情報相互通報システム整備事業委託金の増により、11.7%の増額となりました。

繰入金につきましては 38.2%の増額となっておりますが、昨年に引き続き、歳入不足を補てんするため財政調整基金から 1 億 7,500 万円繰り入れたことと、地域福祉基金および土地開発基金から繰替運用として 2 億 500 万円によ

るものです。

諸収入につきましては、主に国営日野川土地改良事業助成金、福祉医療高額療養費戻入、高速自動車国道救急業務支弁金などで31.0%の減となっておりますが、これは国営日野川土地改良事業助成金、総合運動公園売店・食堂物品等売上料の減によるものでございます。

地方債については、15.6%の増となっておりますが、これは中学校大規模改造事業債の増加によるものです。

次に、歳出予算の状況でございますが、厳しい財源不足の中から見出される貴重な限られた財源の配分を直接住民にかかわるサービスについては、サービス低下を招くことのないよう留意し、予算の編成に努めたものでございます。

主な事業等を各政策ごとに申し上げますと、まず「安心して暮らせる町土、即ち安全のまちづくり」でございますが、山之上南地区における配水管の新設に伴う消火栓の設置に400万円、さくら団地における消防団の組織化と女性消防隊の発足に合わせ小型動力ポンプおよび軽可搬消防ポンプ各1台の整備に201万6,000円、今年度、県の防災訓練が東近江地域で実施されるのに伴い、町防災訓練をこれと併せ第2防災区で実施することとし、かかる事業費が130万4,000円、町内7ヵ所に指定しております第2次広域避難所の避難地標示看板の設置に151万5,000円、天井川の多い本町にとりまして、豪雨時における河川砂防情報を的確にとらえ住民に情報提供することは、災害防止の上で非常に重要であり、これら情報収集のために滋賀県土砂災害情報相互通報システムの整備に1,560万1,000円、国民保護法の施行に伴い、国民保護計画の策定に向けた協議会の設置に12万7,000円、通学途上の安全確保対策事業として、小学生全員への防犯ベルの配付に41万3,000円と、主に災害対策に力点をおいたものでございます。

次に、「快適でうるおいのある生活環境づくり」でございますが、住民要望の強い町の中心核づくりに向けた調査事業に258万8,000円、町道の舗装改良工事に1,609万2,000円、自ら考え自ら行う生活環境整備事業に補助枠を拡大し900万円、生活交通路線維持費補助金やコミュニティバス運営委託補助金などの公共交通対策費として885万9,000円、合併処理浄化槽設置事業として補助金228万9,000円、庄地区における納骨堂新設に伴う墓地緑化等環境整備モデル事業に400万円などでございます。

次に、「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、竜王町は、産業立地にとって有利な条件としてインターチェンジを有しておりますが、これを活用した経済振興構想として物流等整備計画の策定に1,600万円、工業用地整備計画策定調査費に1,374万9,000円、みんなががんばる集落営農促進事業に312万円、21世紀型のビジネス推進事業に400万円、農道整備・集落排水路整備・防火水槽整備などの農村総合整備事業に6,178万8,000円、小口簡易資金融資事業に1,625万2,000円、竜王町の地域特性を活かした観光産業の推進として着地型旅行観光活性化プロジェクト事業に169万7,000円などがございます。

次に、「健やかに暮らせる健康福祉と子育て支援」についてでございますが、本年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、策定が義務化されております障害者福祉計画および障害者基本計画の策定に441万5,000円、障害者の夏と春の休暇期間の有効な活用を図る障害児ホリデーサービス事業に176万5,000円、障害者等の社会参加促進助成事業に481万9,000円、介護予防に地域で取り組んでいただくため、「おたっしや教室」や高齢者サロン支援事業の実施といった介護予防・生活支援事業に1,300万7,000円、聴覚障害者への情報の提供や社会参加の促進を図るため、年間20時間の手話通訳者派遣事業に180万円、新たに障害児学童クラブとして設置された「どんぐりクラブ」に対する運営補助として94万円、心身障害児通園事業に398万4,000円など、障害者施設ならびに放課後児童健全育成事業に689万4,000円、母子・父子・心身障害児の各福祉年金支給事業に416万8,000円、障害児保育・低年齢児保育士特別加配事業に637万5,000円、教育相談などの地域子育て支援センター事業に779万円、延長保育・一時保育促進事業に605万4,000円、地域子育てサロンや親子ふれあい事業および出産祝金に519万6,000円などの子育て支援事業に取り組みをいたします。

次に、「新しい時代を拓く魅力ある場づくり人づくり」でございますが、男女共同参画推進プランの冊子印刷に65万9,000円、ふるさと竜王夏まつりに実行委員会補助として250万円、ドラゴンサミットの精神を引き継ぎ、小学生国内地域間交流事業として、小学5・6年生の北海道雨竜町への派遣事業に101万8,000円、スーセーマリー市中学生の受入事業に87万3,000円、児童・生徒教育相談カウンセラー設置事業に66万3,000円、適応指導教室事業に345万6,000円、心のオアシス相談員派遣事業に60万円、ケア・サポータ

一派遣事業に 35 万 6,000 円など、増加傾向にある子どもたちの集団不適應や発達問題、心の悩みなどに対するカウンセリング、サポート事業に努め、人間として立派に成長できるよう育てまいりたいと考えています。

また、中学校の大規模改造に 1 億 4,000 万円、3 名の社会教育指導員設置事業に 600 万 5,000 円、人権問題町民意識調査事業に 344 万 9,000 円、アドベンチャー事業や宇宙科学体験活動事業など、学校 5 日制に向けた様々な体験活動促進事業に 230 万 7,000 円、図書館図書購入費に 500 万円など、町の人材育成にも努めてまいります。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」でございますが、文化祭など、ふるさと文化振興事業に 123 万 4,000 円、公民館教室・講座に 231 万 8,000 円、大規模開発に伴う埋蔵文化財発掘調査受託事業に 1,398 万 2,000 円、豊富な文化遺産の啓発として遺跡マップの作成や公開講座の開催など、文化財啓発事業に 209 万 3,000 円などでございます。

次に、「第 4 次竜王町総合計画の推進と効率的な行財政改革の執行」でございますが、人事評価制度の導入に向けての検討に 36 万円、地域再生を考えるまちづくり事業に 156 万 7,000 円、行政経営改革推進事業に 80 万 2,000 円など、行財政改革に積極的に取り組み、住民の皆さんに信頼を得られるよう行政運営に取り組んでまいります。

最後に、「その他」といたしまして、戸籍総合システム整備事業に 1,724 万 2,000 円、知事選挙費に 798 万 2,000 円、日野川流域土地改良区総代選挙費に 26 万 6,000 円、道路台帳修正業務に 505 万 3,000 円、都市計画図修正業務に 1,285 万 7,000 円をそれぞれ予算計上したものでございます。

続いて、第 2 表債務負担行為につきましては、戸籍電算システム整備事業に平成 19 年度から 23 年度までにおいて 2,096 万 6,000 円、竜王中学校施設整備事業に平成 19 年度として 9,000 万円のそれぞれ限度額をお願いするものでございます。さらに、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について、平成 18 年度から平成 26 年度までにおいて、816 万円の範囲内で損失補償をお願いするものでございます。

次に、第 3 表地方債につきましては、町単独道路橋梁改良事業に伴う臨時地方道整備事業について 1,140 万円、中学校大規模改造事業について 5,390 万円、町民税等減税補てん債について 2,500 万円、臨時財政対策債について 1 億 8,000 万円の限度額をお願いするものでございます。

以上をもちまして、議第31号の提案理由の説明といたします。

○議長（中島正己） 久野福祉課長。

○福祉課長（久野まさ枝） 続きまして、議第32号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計の事業勘定の予算につきまして説明をさせていただきます。お手元の特別会計の予算書により説明させていただきますので、ご覧下さい。

予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,300万円と定めたものでございます。前年と比較いたしますと、1,100万円の減額補正となっております。

まず、3ページでございます。国民健康保険税につきましては、税率を据え置いておきまして、2億8,731万円となっております。

4ページでございます。国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として、歳出の保険給付費等の100分の34を見込んでおり、これは国の三位一体改革の中で、17年度で4%分、18年度分で6%分が県支出金に財源変更なされたことによりまして、1,504万7,000円の減となっております。

次の財政調整交付金は、市町村間の不均衡を是正するものでございますが、4,559万円で146万8,000円の増額となっております。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるもので、1億4,422万1,000円、昨年よりも214万8,000円の増加となっており、退職被保険者等の増加によるものでございます。

県支出金は、財政調整交付金が2,080万9,000円で、先に申し上げました国の持分であった分を県支出金と財源変更されたものでございます。

次に、高額療養費共同事業負担金、共同事業交付金は、17年度の実績に合わせた額でございます。

6ページの繰入金につきましては4,466万円で、一般会計からのルール分の組み入れであります。保険税の軽減対策としての保険基盤安定繰入金が増えております。

繰越金は、昨年より88万9,000円の増額を見込んでおります。

次に、歳出でございます。8ページをご覧下さい。

総務管理費553万円でございます。国保の一般管理と電算処理に関する費用でございます。また、賦課徴収費208万5,000円では、電算プログラム変更費用が増額となっております。運営協議会費で25万6,000円を、また趣旨

普及費で9万5,000円を、それぞれ計上いたしております。

10ページでございますが、国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費、7割の現物給付であります。2億9,000万円、退職被保険者療養給付費、これも7割給付の分でございますが1億6,000万円を、昨年と同額を、また療養費、審査支払手数料、高額療養費をそれぞれ17年度の実績に合わせて予算計上しております。

11ページでございます。葬祭諸費につきましては昨年と同額を、出産育児一時金につきましては、国保加入者の出産件数に合わせて前年度より件数を一部減らしております。

次に、老人保健拠出金ですが、老人医療拠出金は1億2,722万1,000円と、対前年847万1,000円の減額となっており、年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げて、被保険者の減少による影響でございます。

12ページでございます。介護給付金であります。6,243万3,000円を計上させていただいております。これは、国民健康保険税の介護給付金現年分と国・県支出金などを合わせまして支払基金へ納付するもので、介護保険制度の充実に伴い、年々増加をしております。

高額療養費の共同事業拠出金は、70万円を超える医療給付があった場合に、市町の拠出金から一定額が支給される再保険で、その財源は、国・県が4分の1ずつ、町が2分の1を持っているものでございます。

次の保険事業費につきましては、健康づくりや保健事業を進めるために看護師を雇用いたしまして、服薬指導や健康な生活の相談に在宅へ訪問するという事業、またレセプト点検事業、また病気の早期発見のための成人病健診・基本健診を受けていただいた一部負担金を、国保の被保険者の分を町が負担をしているものでございまして、受診をしやすく、また早期に予防により、できるだけ医療費が軽くて済むように保健事業を行うものでございます。

14ページの諸支出金につきましては、歳入で国から収入いたしました特別調整交付金を施設勘定予算へ歯科保健センター事業100万円を繰り出すものとなっております。

今後も住民皆さまの健康づくりや保健事業の推進と、広報を通じまして情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に進めたいと思っております。また、経費節減、国保財政健全運営に努めたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

次に議第33号、平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）につきまして説明をさせていただきます。

17ページをご覧いただきたいと思います。医科にありましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,000万円と定めたいものでございます。

18ページの診療収入、外来収入は、診療所の運営の根幹をなす新療報酬収入でございますが、8,430万4,000円とするものでございます。介護サービス収入は、介護保険サービスを提供したことによります報酬収入で、100万2,000円を計上しております。

19ページの財産収入は、医科の財政調整基金の利子収入でございます。歳出でございますが、21ページから23ページにかけまして、診療施設の運営維持管理として総務費が4,777万9,000円を計上いたしております。医業費につきましては、特に後発医薬品の導入により経費削減を図ってまいりたいと存じます。

ここ近年の医療制度改革や平成18年度さらに診療報酬などの引き下げが予定されておりました、医療機関にとりまして大変厳しい状況であります。後発医薬品等の使用により患者さんの窓口負担をできるだけ軽減し、サービスの向上に向けて、第1次診療としての役割を発揮してまいりたく、患者さんと医師とのインフォームド・コンセントが適切に行われ、ともに疾病の克服ができるよう、お互いの信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

次、33ページの歯科でございます。歳入歳出予算総額を5,100万円で、対前年1,000万円の減額でございます。

34ページでございます。診療収入は、診療所運営の根幹をなし、4,065万4,000円を計上し、介護サービス収入につきましては43万7,000円でございます。

35ページの事業勘定繰入金につきましての100万円は、歯科保健センター運営に対します国庫補助で、国保の事業勘定からトンネルで繰入金として収入しております。

国庫金が国保の事業勘定を経由して、歯科会計へ繰り出されますのも国保の被保険者に対します歯科保健事業の推進であり、医療費の適正使用を啓発するものでございます。

次の一般会計の繰入金につきましては800万円でございます。

次に37ページから39ページの歳出でございますが、歯科診療所の運営

維持管理費用として、また、町民皆さまの歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、4,039万9,000円を計上しております。対前年907万9,000円の減額でございますが、平成17年度の施設の改修工事費の経費分でございます。

次の医業費では856万3,000円と、対前年92万1,000円の減額でございます。

40ページでございますが、基金積立金1万5,000円は基金の利子で、公債費につきましては172万3,000円で、診療棟整理の借入償還金となっております。

今年度も的確な診療業務に努め、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素先口を継続し、「8020・80歳にして20本の健康な自分の歯を」を目標に、歯科保健センターと保健センター、町内の歯科医院、医科診療所、医療機関との連携を図りながら、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合言葉に、乳幼児から高齢者までの医療費の適正な使用につながるものと考えております。

また、受診の困難な高齢者への訪問診療・介護予防事業の取り組み等につきましても、関係機関と連携を図りながら、生活の質の向上をすべく努力をしてみたいと思います。

次に、議第34号、平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

51ページをご覧くださいと思います。平成18年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,200万円と定めたいものでございます。前年度と比較しますと2,200万円の減額予算であります。主な理由といたしましては、平成14年10月の老人保健法改正によります被保険者の減少による影響が出ているものと思われれます。

52ページ、歳入からでございます。社会保険診療報酬支払基金の交付金として4億6,628万3,000円で、対前年4,497万4,000円でございます。国庫支出金、県支出金、繰入金とも、それぞれルールどおりの収入を計上いたしております。

54ページ、歳出でございますが、総務費が48万6,000円、医療諸費が全体で8億6,151万3,000円で、対前年の2,195万6,000円の減でございます。

今後も引き続き各保健事業等と連携を図りながら、医療費節減につながる事業などにより健全運営に努めたいと思っております。

以上、詳細説明といたします。どうかよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中島正己） 松村建設水道課長。

○建設水道課長（松村佐吉） それでは、議第36号、平成18年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容を説明申し上げます。議案書につきましては、161ページと特別会計歳入歳出予算に関する説明書の61ページからではございますが、別に配付させていただいております「予算の概要」の126ページ、「平成18年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要」に基づきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,700万円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、2,300万円の増額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては、分担金及び負担金として1,283万3,000円、これは平成18年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金などでございます。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億2,107万2,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水が935万9,000円と、公共下水道が1億1,171万3,000円でございます。

次に、国庫補助金として1億2,300万円を計上させていただいております。前年度比較からは2,200万円の増額でございます。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金2億9,033万5,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、農業集落排水事業分として37万1,000円、同起債償還分といたしまして1,075万8,000円、公共下水道事業分として5,663万2,000円、同起債償還分に2億2,257万4,000円として繰り入れをお願いするもので、前年度比較では3,872万3,000円の増額でございますが、これは事業に対して補助対象額の関係からなる増額でございます。

次に、繰越金が100万円でございます。これは平成17年度事業分の繰越額でございます。

次に、雑入といたしまして、消費税の還付金といたしまして240万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、200万円の増額でございます。

次に、町債でございますが、3億1,610万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、公共下水道事業債2億4,920万円と流域下水道事業債6,690万円でございます。前年度と比較いたしますと、7,010万円の減額となるもので、これは起債の限度額からくる減額でございます。

次に、歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理および施設管理といたしまして973万4,000円を計上させていただいております。その内容といたしましては、電気代に192万円、処理場の管理委託料に643万2,000円などがございます。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしまして、9,436万3,000円を計上させていただいております。前年度比較では239万6,000円の増額となるもので、その内訳といたしましては、人件費に971万1,000円、報償費に251万円、電気料に192万円、委託料に903万円、また県に支払います流域下水道維持管理負担金6,786万9,000円などがございます。増額の主な要因といたしましては、供用開始地区の関係から流域下水道維持管理負担金の増が予想されることによるものでございます。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして、3億6,206万6,000円を計上させていただいております。前年度と比較いたしますと、1,323万1,000円の増額、これは事業認可委託料の関係からによるものでございます。その内容といたしましては、人件費が2,213万1,000円、庁費事務費に312万1,000円、委託料に2,479万円で、これは次年度以降の施工予定地の測量設計委託料でございます。

工事請負費といたしましては2億3,885万2,000円で、その工事場所といたしましては、大字七里・岡屋を予定いたしております。

補償費は4,148万7,000円でございますが、これは水道管等の移転補償費でございます。また、流域下水道事業建設負担金といたしまして、3,168万5,000円でございます。

次に、公債費でございますが、4億2,033万7,000円を計上させていただいております。農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域下水道事業債の元金償還金が2億3,935万7,000円と、同利子償還金が1億8,098万円で

ございます。前年度と比較いたしますと、724万6,000円の増額となるものでございます。

次に、議案書の161ページ第2条の地方債の関係でございますが、165ページ第2条に地方債の限度額といたしまして、3億1,610万円の予定をいたしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、平成18年度下水道事業特別会計予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

**○議長（中島正己）** 布施健康推進課長。

**○健康推進課長（布施九蔵）** 続きます。議第37号、平成18年度介護保険特別会計予算につきまして、その詳細をご説明申し上げます。

平成18年度介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,500万円と定めたものであります。特に、前年度と比較いたしますと、3,500万円の増額でございます。

増額の主な理由は、介護保険認定者数が増加傾向にあり、介護サービスの利用に伴う保険給付費の増加を見込んだことや、新たに創設された地域支援事業費を計上したものでございます。説明につきましては、事項別明細書によりまして申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

81ページの保険料でございますが、65歳以上の1号被保険者で、社会保険庁で年金などから徴収されます保険料などで、9,262万5,000円を見込んでおります。このたびの介護保険事業計画等の見直しにより保険料を改定させていただくことから増加しております。

82ページの国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が1億67万円、調整交付金が3,015万1,000円、地域支援事業交付金が361万3,000円と、それぞれルール負担分を計上しております。

83ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護保険給付費交付金1億5,603万9,000円、地域支援事業支援交付金74万8,000円を支払基金からの交付として、県支出金は、介護給付費負担金6,291万7,000円、地域支援事業交付金180万8,000円でルール分を計上しております。

84ページの繰入金ですが、一般会計からの繰り入れとして、介護給付費

繰入金が 6,291 万 8,000 円、その他繰入金が 1,192 万円、地域支援事業繰入金  
金が 1,053 万 8,000 円計上いたしました。

87 ページの歳出でございますが、総務費では、一般的な被保険者等の管  
理費用として 107 万 7,000 円を、介護保険料の賦課徴収費として 52 万 6,000  
円を、介護認定審査会費として 999 万 2,000 円を計上しております。

介護認定審査会費は、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、  
介護保険認定申請に基づく調査や主治医の意見書により要支援・要介護度を  
審査する審査会として、近江八幡市、日野町、安土町、竜王町で共同設置し  
ております審査会への費用負担金であります。

89 ページの保険給付費でございますが、居宅介護サービス、施設介護サ  
ービス、地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が 4 億 3,180 万  
円、介護予防サービス・介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸  
費が 4,995 万円、特定入所者介護サービス等費が 1,865 万円で、その他の保  
険給付費を含め全体で 5 億 335 万円を計上しており、先にも述べましたよう  
に、認定者数が増加傾向にあることなどから 1,690 万円の増額を見込んでい  
ます。

92 ページの地域支援事業につきましては、今般の介護制度改革により、  
被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等とな  
った場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活等営むこと  
ができるよう支援するため、地域支援事業が創設され、介護要望事業、包括  
的支援・任意事業を合わせて 1,857 万 6,000 円を計上しております。

平成 17 年度には、介護保険制度発足 5 年経過の実績を踏まえ、介護保険  
事業計画策定委員さんを委嘱し、「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」  
の見直しを行い、第 3 期計画を策定いたしました。

この計画では、1 つ目に高齢者の生きがいくくりと自立支援、2 つ目に健  
康づくり介護予防のためのサービスの充実、3 つ目に住み慣れた地域での介  
護サービスの充実、4 つ目に認知症対策の推進、5 つ目にサービスの円滑な  
利用促進と質の確保を柱立てとした施策展開を図ることとなっております。

適正な介護保険の運営に心がけ、ご本人が自立して地域で安心して老後  
を送っていただけるよう支援し、また介護地域や社会で支え合っていくことが、  
これからの高齢化社会に求められているものと思います。

高齢化の進展とともに、特に痴呆性高齢者が増加することが予想されてい

ることや、介護予防の観点を中心とした保健福祉サービスの充実に努めてまいりたいと思います。

誰もが避けて通れない老後の道であり、今後も引き続き、ご理解、ご協力をいただき、町としてもさらに努力をしてみたいと思います。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。松村建設水道課長。

**○建設水道課長（松村佐吉）** それでは、議第39号、平成18年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。予算書とは別に配付させていただいております予算の概要の130ページ、平成18年度竜王町水道事業会計予算の概要によりましてその内容を申し上げますが、先に予算書の1ページの第2条につきまして、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,680戸で、年間総配水量といたしまして176万 $\text{m}^3$ で、1日平均給水量は4,090 $\text{m}^3$ を予定いたしておるものでございます。

さらに、主な建設改良事業といたしまして、山之上南地区に予定いたしております新設配水管布設工事と、下水道に伴います配水管布設替工事などを実施する計画でございます。その事業費といたしまして、1億5,530万円を予定しているものでございます。

次に、第3条予算および4条予算につきましては、予算の概要の130ページによりましてご説明をさせていただきます。

まず、3条予算の関係でございますが、収益的収入および支出の予定額といたしまして、3億1,800万円と定めております。前年度と比較いたしますと、100万円の減額で0.3%の減となるものでございます。

収入の関係でございますが、営業収益が2億9,845万4,000円でございます。その主な収入といたしましては、給水収益の水道使用料が2億9,419万円で、前年度比較では431万円の減額でございます。これは、17年度収益の見通しからによるものでございます。

営業外収益につきましては、1,954万6,000円で、その主な収入といたしましては、町補助金が1,700万円で、前年度比較では350万円の増額でございます。これにつきましても、平成18年度の収益見通しなどから増額をお願いしたものでございます。

次に、支出の関係でございますが、営業費用といたしまして3億450万7,000円でございます。その主な支出といたしましては、県水受水費が1億9,350万円で、前年度比較では255万円の増額でございます。これは、県水の受水契約量の変更からの増額でございます。

次に、減価償却費が3,357万5,000円で、人件費が2,992万円で、委託料が1,930万円でございます。その他営業費用といたしましては、ご覧いただいております。

次に、営業外費用といたしまして、1,329万3,000円でございます。その主な支出は、企業債の支払い利息で909万3,000円などがございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出の関係でございますが、資本的収入が1億4,880万円でございます。前年度と比較いたしますと、1億1,290万円の増額となります。これにつきましては、新設によります配水管布設工事に関する企業債の借入と、公共下水道工事に伴います補償工事負担金でございます。

次に、資本的支出といたしましては、1億9,468万8,000円でございます。前年度と比較しますと、1億794万7,000円の増額となります。その主な支出といたしましては、改良事業費が1億5,530万円でございます。これは、山之上南地区に新設いたします配水管布設工事と公共下水道工事に伴います配水管布設替工事によります設計委託料と工事費でございます。

次に、固定資産購入費といたしまして165万円、次に、企業債償還金といたしまして3,773万8,000円、これは企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対しまして4,588万8,000円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金、また建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に、予算書2ページの第5条の企業債の借入限度額は、1億800万円、また第6条の一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきました。

次に、第7条の議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費に2,992万円、交際費に2万円でございます。

次に、第8条の一般会計から受ける補助金といたしまして、1,700万円でございます。

また、第9条といたしまして、棚卸資産の限度額を500万円と定めたいも

のでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 続きまして、議第40号、滋賀県自治会館管理組合同規約の変更につきまして提案理由を申し上げます。

市町村の廃置分合に伴い、平成17年10月1日から坂田郡近江町が廃され、その区域を米原市に編入されたこと、また、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町が廃され、その区域を東近江市に編入されたこと、また、平成18年2月13日から長浜市、東浅井郡浅井町および同郡びわ町が廃され、その区域をもって長浜市が設置されたこと、また、同じく平成18年2月13日から愛知郡秦荘町および同郡愛知川町が廃され、その区域をもって同郡愛荘町が設置されたことによる規約改正でございます。

次に、議第41号、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につきましては、市町村の廃置分合に伴い、平成17年10月1日から坂田郡近江町が廃され、その区域を米原市に編入されたこと、また、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町が廃され、その区域を東近江市に編入されたこと、また、平成18年2月13日から長浜市、東浅井郡浅井町および同郡びわ町が廃され、その区域をもって長浜市が設置されたこと、また、同じく平成18年2月13日から愛知郡秦荘町および同郡愛知川町が廃され、その区域をもって同郡愛荘町が設置されたことによるものと、研修センターの議員の定数について、所要の見直しを行うことによる規約の改正でございます。

次に、議第42号、滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更につきましては、市町村の廃置分合に伴い、平成17年10月1日から坂田郡近江町が廃され、その区域を米原市に編入されたこと、また、平成18年1月1日から蒲生郡蒲生町および神崎郡能登川町が廃され、その区域を東近江市に編入されたこと、また、平成18年2月13日から長浜市、東浅井郡浅井町および同郡びわ町が廃され、その区域をもって長浜市が設置されたこと、また、同じく平成18年2月13日から愛知郡秦荘町および同郡愛知川町が廃され、その区域をもって同郡愛荘町が設置されたことによる規約改正でございます。

以上、議第40号から議第42号までの3議案につきまして、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第45 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第45 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。

ここで、会議を閉じる前に、先の平成17年第4回定例会におきまして、若井敏子議員よりの公用自動車の使用にかかわる一般質問に対して、町長より報告の申し出がありますので、ここで発言を認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま議長のお許しをいただきましたので、昨年12月の第4回議会定例会におきまして若井敏子議員からのご指摘のありました「公用自動車の公務外使用問題の対応について」の報告とお詫びを申し上げます。

昨年11月22日・23日における職員の公用自動車の公務外使用につきましては、管理責任者の私が町民をはじめ議会関係の皆さんに多大のご迷惑をおかけいたしましたことを反省するとともに、深くお詫びを申し上げます。誠に申しわけございませんでした。今後、二度とこのようなことを引き起こさないよう、管理者私はもちろんのこと、職員に対する指導監督に努めてまいりたいと考えます。どうか、議員各位の格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の件につきましては、公務外にもかかわらず公用自動車の使用に及んだということではありますが、当日の状況としましては、公務であるという甘い判断に基づいて使用したということではありますが、結果として不適切な行為であったと私は認識をしております。公務員は、法令を擁護し遵守

するという立場にあり、そしてこのことが業務を遂行する上で大前提とするところではありますが、もう少し熟慮し判断をしておれば、このような結果にはならなかったのではと反省をするところでもあります。

今後につきましては、今回のこのことを教訓に職員への指導の徹底と、町民の皆さんに信頼をしていただける行政運営に、私をはじめ全職員が一丸となってあたってまいりたいと考えております。

あとになりましたが、今回の件に関しまして、再発防止の意味を含めた関係職員の処分と、公用自動車を利用したことにより不利益を被った相当の分につきましては、損害額の弁償を関係職員に求めております。処分につきましては、1月26日付けで文書訓告4名および口頭訓告13名を行っております。

また、損害の弁償につきましては、通行料を含めまして、賠償請求額の8万6,300円が1月25日までに竜王町に納入されております。改めて深くお詫びを申し上げます。

今回の公用自動車の公務外使用に関する管理責任者としての対応の報告とさせていただきます。本当に申しわけありませんでした。深くお詫びを申し上げます。

**○議長（中島正己）** ただいまの町長の報告をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後5時13分